

答 申 第 1 2 2 号

令和 3 年 3 月 25 日

兵庫県教育委員会

教育長 西 上 三 鶴 様

情報公開・個人情報保護審議会

会長 中 川 丈 久

公文書の部分公開決定及び非公開決定に係る審査請求に対する
決定について（答申）

令和 2 年 10 月 23 日付け諮問第 3 号で諮問のあった下記の公文書に係る標記のこと
について、別紙のとおり答申します。

記

特定の県立学校教諭の非違行為についての報告書等

第 1 審議会の結論

兵庫県教育委員会（以下「実施機関」という。）が第 2 の 6 に掲げる文書 1 を部分公開とした決定については、第 5 の 2 (2) イに掲げる部分を公開すべきであり、実施機関が第 2 の 6 に掲げる文書 2 を非公開とした決定は妥当である。

第 2 諮問経緯

1 公文書の公開請求

令和元年 11 月 27 日、審査請求人は、情報公開条例（平成 12 年兵庫県条例第 6 号。以下「条例」という。）第 4 条の規定により、実施機関に対し、公文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年 12 月 6 日、実施機関は、本件公開請求に対し、公文書非公開決定処分（以下「当初処分」という。）を行った。

3 当初処分に係る審査請求

令和元年 12 月 24 日、審査請求人は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、当初処分を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「当初審査請求」という。）を行った。

4 本件公開請求に係る当初処分の変更

令和 2 年 5 月 12 日、実施機関は、当初審査請求を踏まえて再検討した結果、当初処分を変更し、公文書部分公開決定（以下「本件処分 1」という。）及び公文書非公開決定（以下「本件処分 2」という。）を行った。

5 本件処分に係る審査請求

令和 2 年 5 月 27 日、審査請求人は、行政不服審査法第 2 条の規定により、本件処分 1 及び本件処分 2（以下、併せて「本件処分」という。）を不服として、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

6 審査請求の対象公文書

本件審査請求の対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）は、次に掲げる

文書である。

- (1) 考査等関連ツイート一覧（以下「文書1」という。）
- (2) 授業中に何が試験に出るのかを事前に告知する場合と生徒が既知である公開されたツイッターアカウントで何が試験に出るのかを事前に告知する場合の扱いの違いがわかる文書（以下「文書2」という。）

7 諮問

令和2年10月23日、実施機関は、条例第17条の規定により、情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）に対し、本件審査請求について諮問した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書及び反論書において述べている本件審査請求の理由等は、次のとおり要約される。

1 審査請求書

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。該当文書の一部公開を求める。

(2) 本件審査請求の理由

ア 本件処分1について

文書1について、もともと公開されていたツイートであるため、非公開は不当である。

イ 本件処分2について

文書2について、部分公開された文書の中に、「全クラスの生徒にTwitterのアカウントを公開し、不公平の無いように、書き込んだ内容は授業の中でも公表する」とあるとおり、本事例は試験問題の漏洩ではなく、「授業の中でも公表した内容を念のためにリマインダとしてTwitterに投稿したもの」であるため、非違行為に該当するものではないにも関わらず処分が行われている。従って、当該扱いの基準の違いを示す文書が存在することは明らかである。

2 反論書

実施機関の弁明書に対する反論は次のとおりである。

(1) 文書1について

「教諭Aのツイッターは、教諭Aが許可した者にしか閲覧できない設定になっており」とあるが、産経新聞記事によれば、「外部から閲覧可能なツイッター

で公開すべきでない情報を投稿したことが処分の理由」とあるため、外部から閲覧可能であったものであることが分かる。仮に外部からの閲覧が可能でないのであれば、処分に該当しないので、「教諭Aが許可したものにしか閲覧できない設定」ではなく、そもそも公開されていたとの理解が妥当である。また、「ツイッターに投稿するという行為は、教諭Aの私的な行為」であるとしているが、産経新聞記事に「ツイッターのアカウントは4月にクラス全員に伝え、日頃から生徒の質問を受け付けるなどして活用していた」とあるように、職務で使用していることは明らかである。

(2) 文書2について

授業中に何が試験に出るのかを事前に告知した場合は非違行為に該当しないにもかかわらず、本件が非違行為に該当する根拠が存在しないのに処分がなされることは不当であると考えられるため、根拠が存在しないことはあり得ない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書及び口頭による理由説明において述べている本件処分の理由は、以下のとおり要約される。

1 本件処分1について

(1) 文書1の内容

審査請求人が公開を求める考査等関連ツイート一覧は、教諭Aの非違行為について、特定の県立学校長から実施機関に提出された報告書の一部であり、教諭Aのツイッターの画面をそのまま印刷したものである。

(2) 非公開とした部分及び理由

本件処分1において、非公開とした部分（以下「本件非公開部分」という。）は、文書1の標題及びページ番号を除く部分である。

本件非公開部分には、アカウント名、ユーザー名、ツイート内容等が記載されていることから、特定の個人を識別できる情報である。

また、教諭Aのツイッターは、教諭Aが許可した者にしか閲覧できない設定になっており、本件非公開部分の情報は、誰でも閲覧できる情報ではないし、本件公開請求時においては、教諭Aのツイッターのアカウント画面は削除されており、教諭Aが許可した者も閲覧できない情報となっている。

さらに、ツイッターに投稿するという行為は、教諭Aの私的な行為であり、公務員の職務の遂行に関する情報とはいえない。

加えて、本件非公開部分の情報は、懲戒処分を受ける原因となった投稿のほか私的な投稿も含まれており、個人の人格と密接にかかわる情報であり、アカ

ウント名などの個人の識別性のある情報を除いて公開しても、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

以上のことから、本件非公開部分の情報は、特定の個人を識別できる情報であって、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別できる情報を除いて公開しても、公にすることにより、なお個人の正当な利益を害すると認められることから、条例第6条第1号に該当する。

2 本件処分2（文書2の不存在）について

実施機関は、教諭Aが行った非違行為の原因、動機、性質、態様等を総合的に考慮し、戒告の懲戒処分を行った。

審査請求人は、「授業中に何が試験に出るのかを事前に告知する場合」と「生徒が既知である公開されたツイッターアカウントで何が試験に出るのかを事前に告知する場合」について、それぞれの場合における非違行為の取扱いの基準（違い）を定めた文書の公開を求めているものと解されるが、実施機関においては、このような取扱いの基準（違い）は定めておらず、上記のとおり、非違行為の原因、動機、性質、態様等を総合的に考慮して懲戒処分を行ったものである。

したがって、文書2は、作成しておらず、存在しない。

3 結論

以上のとおり、実施機関の行った本件処分は適法かつ妥当である。

第5 審議会の判断

審議会は、審査請求人の主張、実施機関の説明、審議会に提出された資料等を精査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公開請求について

本件公開請求に対し、実施機関は、文書1の一部が条例第6条第1号に該当するとして本件処分1を行うとともに、文書2を作成していないとして非公開とする本件処分2を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求めているが、実施機関は、本件処分を妥当としていることから、文書1を見分した結果を踏まえ、文書1の非公開部分の非公開情報該当性及び文書2の保有の有無について、以下検討する。

2 文書1の非公開情報該当性について

(1) 文書1の内容及び非公開部分

文書1は、教諭Aの非違行為について、特定の県立学校長から実施機関に提出された報告書の一部であり、教諭Aのツイッターの画面をそのまま印刷したものである。

本件非公開部分には、アカウント名（表示名及びプロフィール画像をいう。以下同じ。）、ユーザー名（@から始まる文字列をいう。以下同じ。）、ツイート内容等（アカウント名及びユーザー名を除く部分をいう。以下同じ。）の情報が記載されている。

(2) 条例第6条第1号該当性

ア アカウント名及びユーザー名

本件非公開部分のうちアカウント名及びユーザー名の情報は、ツイッターにおいて利用者を識別等するためのものであり、個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

また、実施機関の説明によると、教諭Aのツイッターは、教諭Aが許可した者にしか閲覧できない設定であり、本件公開請求時においては、教諭Aのツイッターのアカウント画面は削除され、教諭Aが許可した者も閲覧できない情報となっていたことから、アカウント名及びユーザー名の情報は、何人でも閲覧できる情報とは認められない。

よって、アカウント名及びユーザー名の情報は、通常他人に知られたいものと認められ、条例第6条第1号に該当する。

イ ツイート内容等

本件非公開部分のうちツイート内容等の情報は、主に教諭Aの授業の復習や考査に関する断片的なものであることから、これを公にした場合、既に公表等された他の情報と照合することにより、教諭Aを特定できるとは認められない。よって、ツイート内容等の情報は、特定の個人を識別できるものとは認められない。

次に、ツイート内容等の情報が、特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するかどうかについて検討する。

この点について実施機関は、本件非公開部分には懲戒処分を受ける原因となった投稿のほか私的な投稿も含まれており、個人の人格と密接にかかわる情報であり、アカウント名などの個人の識別性のある情報を除いて公開しても、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあると説明する。

しかしながら、ツイート内容等の情報は、教諭Aが閲覧を許可した生徒等に対しては公開を前提としたものであったこと及び当審議会が見分したところ、反省文や未公表の著作物等の情報を含んでいないことから、公にする

ことにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとは認められない。

よって、ツイート内容等の情報は、条例第6条第1号に該当せず、公開すべきである。

3 文書2の保有の有無について

(1) 文書2の保有の有無について、実施機関は、次のとおり説明する。

審査請求人は、授業中に何が試験に出るのかを事前に告知する場合と生徒が既知である公開されたツイッターアカウントで何が試験に出るのかを事前に告知する場合について、それぞれの場合における非違行為の取扱いの基準（違い）を定めた文書の公開を求めているものと解されるが、実施機関は、このような取扱いの基準（違い）は定めていない。

実施機関は、教諭Aが行った非違行為の原因、動機、性質、態様等を総合的に考慮し、戒告の懲戒処分を行ったものであり、文書2は作成しておらず、存在しない。

(2) 実施機関が懲戒処分の処分量定を決定するに当たり、何らかの基準又は指針が存在する場合が想定されるところ、教諭Aの懲戒処分が行われた後に実施機関が定めた懲戒処分の指針（最終改正：令和2年6月23日）においては、審査請求人が公開を求めていると解されるツイッターに関連する非違行為については規定されていない。

しかしながら、同指針第1の2の基本的な考え方によれば、「本指針は、代表的な事例を選び、それぞれにおける職員に対する標準的な懲戒処分の種類を掲げたもの」であり、「標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する」とされていることから、代表的な事例でない非違行為については、標準例に掲げる取扱いを参考としつつ、実施機関が処分量定を判断していると認められる。

(3) このことから、文書2を作成していないとする実施機関の上記(1)の説明は、不自然、不合理とは言えず、他に文書2の存在をうかがわせる事情も認められない。

したがって、実施機関において、文書2を保有しているとは認められない。

4 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、本件諮問は、当初審査請求から10か月余りが経過してから行われている。

公開請求から諮問までに時間がかかりすぎると情報公開制度の趣旨が損なわれかねないため、今後は実施機関において速やかな諮問手続が行われることを望む。

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	経 過
令和2年10月23日	・ 諮問書の受領 ・ 実施機関の弁明書を受領
令和2年11月9日	・ 実施機関から審査請求人の同月6日付け反論書を受領
令和2年12月15日 第2部会(第84回)	・ 実施機関の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
令和3年2月10日 第2部会(第86回)	・ 審議
令和3年3月19日 第2部会(第87回)	・ 審議
令和3年3月25日	・ 答申

主に調査審議に関与した委員

情報公開・個人情報保護審議会 第2部会

部会長 中 川 丈 久

委 員 梅 谷 順 子

委 員 河 端 亨

委 員 前 田 雅 子

委 員 三 上 喜美男